

重要事項説明書

(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

社会福祉法人 希望の里
特別養護老人ホーム 野村きぼう苑

当施設は介護保険の指定を受けております。

鈴鹿亀山広域連合指定 第2490400070号

当施設はご契約者に対してユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

《 目 次 》

1. 法人について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 職員の配置状況及び勤務体制・・・・・・・・	3
4. サービス内容と利用料金・・・・・・・・	4
5. ご利用料金のお支払方法について・・・・・・・・	9
6. 病院などに入院された場合についての対応・・・・・・・・	10
7. 苦情、要望の受付について・・・・・・・・	10
8. 緊急時の対応について・・・・・・・・	11
9. 身体拘束の禁止について・・・・・・・・	11
10. 虐待防止について・・・・・・・・	11
11. 事故発生時の対応について・・・・・・・・	11
12. 業務継続に向けた取り組みについて・・・・・・・・	12
13. その他施設ご利用にあたっての留意事項・・・・・・・・	12

1. 法人について

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 希望の里 |
| (2) 法人所在地 | 三重県亀山市野村3丁目28番20号 |
| (3) 電話番号 | 0595-84-7888 |
| FAX番号 | 0595-84-7889 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 新堂 直紀 |
| (5) 設立年月 | 平成22年7月8日 |

2. 施設の概要

(1) 施設の種類

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(平成23年4月1日 指定 … 介護保険事業者番号 2490400070)

施設の目的

地域密着型施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助をユニットケアで行うことにより入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

※ユニットケアとは、10人前後の入居者様をひとつのグループ（ユニット）とし、ご自宅に近い居住環境の中で介護を行う方法で、できるだけ入居者様一人一人の個性や生活リズムに沿った日常生活を送っていただくことを目的としています。

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (2) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 野村きぼう苑 |
| (3) 施設の所在地 | 三重県亀山市野村3丁目28番20号 |
| (4) 電話番号 | 0595-84-7888 |
| FAX番号 | 0595-84-7889 |
| Eメール | honbu@nomura-kibouen.or.jp |
| (5) 施設長（管理者）氏名 | 栗原 一光 |
| (6) 当施設の運営方針 | |

1. 利用者が希望をもって自分らしく生活できるように、利用者の意思と人格を尊重し、利用者本位の介護をめざします。
2. ご家族が気軽に訪れたり、地域の方々と交流ができる地域社会に開かれた施設をめざします。
3. 介護を受ける権利をまもり、介護を充実・発展させる活動を利用者家族や地域の方々と協同しておこないます。

- | | |
|----------|-----------|
| (7) 開設年月 | 平成23年4月1日 |
|----------|-----------|

- (8) 入所定員 29名
- (9) ユニットの数及びユニットの定員 3ユニット
(2ユニットが定員10名・1ユニットが定員9名)
- (10) ユニットの概要

ユニット内の施設・設備

室名	室数	主な設備等
居室（全室個室）	29	衣類収納棚・洗面台・ベッド・エアコン
居間・食堂	3	キッチン・洗面台・机・椅子・TV
便 所	9	各ユニット3か所あり

※家具類などの持ち込みについて

ベッド・クローク以外の家具類は、入居者の皆様にお持込みいただきます

3. 職員の配置状況及び勤務体制

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置します。

<主な職員の配置状況>

R8.8.1 現在

職 種	人 数
1. 管理者	1名（常勤1名）
2. ユニットリーダー	2名以上（常勤2名以上）
3. 介護支援専門員	1名以上（生活相談員と兼務）
4. 生活相談員	1名以上（介護支援専門員と兼務）
5. 看護師	1名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）
6. 機能訓練指導員	1名以上（非常勤1名以上）
7. 介護職員	16名以上（常勤6名以上、非常勤10名以上）
8. 管理栄養士	1名以上（常勤1名以上もしくは非常勤2名以上）
9. 医師	1名（嘱託）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	日中： 8：30～17：30
2. ユニットリーダー	早番： 6：30～15：30 日勤： 9：30～18：30 遅番： 13：00～22：00 夜勤： 21：45～6：45
3. 介護支援専門員 （生活相談員と兼務）	日中： 8：30～17：30

4. 看護師	日中： 8：30～17：30
5. 機能訓練指導員	日中： 9：00～17：00
6. 介護職員	早番： 6：30～15：30 日勤： 9：30～18：30 遅番： 13：00～22：00 夜勤： 21：45～6：45
7. 管理栄養士	日中： 8：30～17：30
8. 嘱託医師	日中：14：00～15：00（第1第3木曜日）

☆土日祝日、暦上の連休、盆、年末年始などの関連で上記と異なる職員配置となる場合があります。

4. サービス内容と利用料金

- （１）介護保険の給付対象となるサービス…かかった費用の一部をご負担いただきます。

○サービスの内容

- ①介護…入浴・排泄・離床・着替え・整容・ユニット内での家事への参加等の支援 ※体調不良等により入浴いただけない場合は、清拭に替えさせていただきます。
- ②食事…朝食 7：00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～
大体の食事時間は決まっておりますが、入居者様の生活習慣に応じ食事をとっていただくことができるよう配慮いたします。
- ③社会生活上の便宜の供与
趣味・教養・娯楽活動の機会の提供、行政機関等に対する手続き代行、ご家族との交流の機会の提供、外出の機会の確保。
- ④相談援助
入居者様及びご家族からのご相談に応じます。
- ⑤機能訓練
主に日常生活の中での機能訓練、レクリエーションや行事等を通じた機能訓練を行います。
- ⑥健康管理
看護師による日常の健康管理に加え、勤務医師による回診を行います。

○介護保険給付対象サービスの利用料金

①介護サービスの料金（1日あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位

※亀山市は地域区分が「6 級地」になるため、上記表の単位数に 10.27 円を乗じた金額がご利用料金になります。

※利用料金は、1 日あたりの金額のめやすを表示したものです。1 ヶ月の合計で計算した場合小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

※1 月あたりの利用金額等については、別紙料金表を確認ください。

●介護サービスの料金には、おむつ代や洗濯代等も含まれます。

《 加算内容 》

②外泊時費用… 1 日あたり 2 4 6 単位

※入院や外泊をされた場合、介護サービスや食事提供にかかる料金のご負担はありませんが、1 月に 6 日間（月をまたぐ場合は 1 2 日間）を限度として上記料金をご負担いただきます。

③初期加算…… 1 日あたり 3 0 単位

※新規に当施設に入居された場合、あるいは 1 ヶ月以上の入院などを経て再び当施設に戻られた場合、再入居日から 3 0 日間は通常の料金に加え、初期加算をご負担いただきます。

再入居した当初には施設での生活に慣れるために、様々な支援を必要とされるため加算されます。

④日常生活継続支援加算… 1 日あたり 4 6 単位

※重度の要介護状態の方や認知症等の入所者が多くを占める施設において、介護福祉士を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援することでの加算です。

⑤若年性認知症入所者受入加算… 1 日あたり 1 2 0 単位

※ご入居いただいた若年性認知症の利用者様に対し、個別の担当者を決め、その職員を中心に利用者様の特性やニーズに応じたサービス提供を行うための加算です。

⑥看護体制加算（Ⅰ）イ … 1 日あたり 1 2 単位

看護体制加算（Ⅱ）イ … 1 日あたり 2 3 単位

※施設における看護師の配置による加算です。

（Ⅰ）イ … 常勤の看護師を 1 名以上配置していることが基準です。

（Ⅱ）イ … 看護職員を常勤換算方法で 2 名以上配置しており、且つ

施設の看護職員により 24 時間の連絡体制を確保していることが基準です。

⑦栄養マネジメント強化加算 … 1 日あたり 11 単位

入居者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定する加算です。

⑧介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ… 1 ヶ月の合計単位数の 17.6% を乗じた単位数

※介護職員の賃金の改善などを実施している事業所が市町村長に届け出た場合に算定される加算です。

⑨夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ … 1 日あたり 46 単位

※施設の夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている場合に算定される加算です。

⑩看取り介護加算Ⅰ

- ・死亡日以前 31 日以上 45 日以下 … 72 単位
- ・死亡日以前 4 日以上 30 日以下 … 144 単位
- ・死亡日の前日及び前々日 … 780 単位
- ・死亡日 … 1580 単位

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、同意された利用者様に対し、看取り介護を実施した場合に算定されます。

⑪配置医師緊急時対応加算

- 早朝・夜間 … 650 単位
- 深夜 … 1300 単位

※入居者における病状などの急変に対し、施設医師が来苑し診療を行った場合に算定される加算です。

※看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合は、この加算は算定しません。

⑫療養食加算… 1 回 6 単位（1 日 18 単位）

※管理栄養士によって管理された食事を提供します。

※医師の指示に基づき、療養食（糖尿病食、腎臓病食、心疾患食、肝臓食、貧血食、高脂血症食、高尿酸血症食など）が必要な利用者様には、別途「療養食加算」として費用をいただき、適切な食事を提供します。

介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じた額をご負担いただきます。
また、要介護度に変更が生じた場合は、変更後の介護度が有効となる日（認定有効期間の初日）から、変更後の介護度に応じた額をご負担いただきます。

(2) 介護保険の給付対象外のサービス…かかった費用の全額をご負担いただきます。

○介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料金

①食費 1日につき1、700円

* 朝・昼・夕の3食にかかる費用が含まれます

(内訳 朝食 408円 ・ 昼食 685円 ・ 夕食 607円)

(介護保険負担限度額認定の申請をされた方は下記の料金をご負担いただきます)

利用者負担 段階	所得要件	預貯金等の 資産要件	食費の負担 限度額 (日額)
第1段階	・ 本人及び世帯全員が市町村民税 非課税で老齢年金を受給してい る方 ・ 生活保護を受給している方	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非 課税で、課税・非課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計額 が82万6,500円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	390円
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非 課税で、課税・非課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計額 が82万6,500円超120万円以下 の方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	680円
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非 課税で、課税・非課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計額 が、120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1,420円

※ 第2号被保険者(65歳未満の被保険者)は、利用者負担段階にかかわらず
預貯金等の資産要件が 単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が
対象になります。

②居住費 1日につき2,066円

※入院や外泊等で一時居室を空けられる場合も居住費はご負担いただきます
(介護保険負担限度額認定の認定を受けられた方は下記の料金をご負担いただきます)

利用者負担 段階	所得要件	預貯金等の 資産要件	居住費の 負担 限度額 (日額)
第1段階	・本人及び世帯全員が市町村民税 非課税で老齢年金を受給してい る方 ・生活保護を受給している方	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	880円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非 課税で、課税・非課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計額 が82万6,500円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	880円
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非 課税で、課税・非課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計額 が82万6,500円超120万円以下 の方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	1,370円
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非 課税で、課税・非課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計額 が、120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1,470円

③特別な食事（お酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理髪サービス

月に1回、美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 調髪 2,200円

⑤貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○ お預かりするもの : 金銭、預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書など

○ 出納、手続きなどの方法については当法人入居者預かり金規程に基づき厳正に取り扱います。

○ 管理事務手数料として毎月 200 円を徴収させていただきます。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

1 枚につき 20 円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用（歯ブラシ、ティッシュペーパー等）でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料 金	7,004 円	7,733 円	8,503 円	9,253 円	9,972 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 7,004 円

⑩洗濯

クリーニングを希望された方には実費をご負担いただきます。

※通常の入居者様の洗濯代金の負担はありません。

⑪電気代 1 日 50 円

*** 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度**

市町村が発行する「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を交付されている方は、（１）介護保険の給付対象となるサービス及び（２）介護保険の給付対象外のサービスの①食費、②居住費について、利用者負担額の一部を施設が負担する制度があります。

（対象の要件）

市町村民税非課税者であって、次の要件を満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市町村が認めた方。

- １． 年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
- ２． 預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
- ３． 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ４． 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ５． 介護保険料を滞納していないこと。

（減額割合）

減額割合は１／４を原則とします。

（手続き）

市町村へ利用料の軽減対象であることの確認申請を行い、市町村の決定をうける必要があります。

５． ご利用料金のお支払い方法

前記５（１）（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|---|
| <p>ア． 施設窓口での現金支払</p> <p>イ． 指定口座への振込</p> <p>ウ． 金融機関口座からの自動引落</p> <p>利用した翌月の２７日に引落されます。</p> |
|---|

６． 病院等に入院された場合の対応について

①入院から６日間までに退院された場合

１ヵ月につき６日以内（複数の月にまたがる場合は１２日）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であって

も、所定の利用料金をご負担いただきます。（外泊時費用 246 単位／日。入院日～6日目まで）（居住費 2,066 円／日）

②入院から7日以上、3ヶ月以内に退院された場合

原則として入院から3ヶ月間は、退院後再度入居していただくことができます。

※この入院期間中における居室確保を希望される入居者様につきましては、居住費のみご負担いただきます。（居住費 2,066 円／日。退院日前日まで）

※入院期間内において空き部屋を空床型短期入所生活介護事業への活用にご同意いただきますようお願いいたします（ご同意いただける入居者様については、居室活用期間中は上記居住費のご負担はありません）

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

④入居者様に医療行為が必要となった場合

入居者様及びご家族等と協議した上で、契約を解除することがあります。この際は当施設に再び優先的に入居することはできません。

※この場合には、施設を退居していただくこととなりますが、退居にあたって必要な援助をさせていただきます。

7. 苦情・要望の受付について

（1）当施設における苦情の受付

苦情・ご要望・ご意見など、お気軽に下記担当者までご相談下さい。

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています

○苦情受付窓口（担当者） 【副施設長】 一尾 郁美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

鈴鹿亀山地区広域連合	所在地 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号 TEL：059-369-3205 FAX：059-369-3202
三重県国民健康保険 団体連合会	所在地 三重県津市栄町3-143-1 笠松第2ビル3階 TEL：059-222-4165 受付 介護保険課 苦情処理係
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館3階 TEL：059-224-8111 FAX：059-213-1222 受付 苦情相談室

8. 緊急時の対応について

当施設において、入居者様の状態に急変が生じた場合には、速やかに勤務医やご家族そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします。）ご家族の皆様には、緊急時の連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。

9. 身体拘束の禁止について

当施設では、当該入居者様または他の入居者様等への生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続き等厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いを行っていきます。

10. 虐待防止について

当施設では、入居者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 担当者：管理者
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、入居様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 6) サービス提供中に、職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 事故発生時の対応について

入居中に事故が発生した場合、速やかに勤務医や家族そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます（当法人の事故対応マニュアルに沿って対応します）

その際の損害賠償については、当方の過失により入居者様に生じた損害については、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害が入居者様に故意又は過失によるものと認められる

場合には、入居者様の心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

（当法人は下記の損害賠償責任保険に加入しています）

- ・ 東京海上日動火災保険株式会社 超ビジネス保険（事業活動包括保険）

1 2. 業務継続に向けた取り組みについて

- （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （２）従業者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. その他施設利用にあたっての留意事項

- （１）施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。

○故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合や、変更した場合には入居者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○入居者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。

- （２）面会について

面会時間 ： 9：30～11：00 ， 13：00～15：00

ただし、感染症等拡大防止の観点から面会をお断りさせていただく場合があります。また、タブレット等によるリモート面会に対応もしておりますので、ご希望の方は生活相談員までご連絡をお願いします。

- （３）外出・外泊について

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

- （４）喫煙について

施設内はご利用者ならびに職員の健康保持のために施設内禁煙とさせていただきます。喫煙ご希望者は職員にお申し出いただき、専用のスペースで喫煙いただけます。

令和 年 月 日

ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 野村きぼう苑

説明者 職名 生活相談員

氏名 小島 且行

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

家族の代表

住所

氏名